

5 類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行となりました。

これまでと変更になるのは、以下の点です

I 出席停止等欠席の扱いについて

1. 出席停止(公欠)の期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」となります。その際、インフルエンザと同様の手続きが必要になります。
2. 発症から10日経過するまでは、より一層感染を広げない対策が必要です。
3. 予防のためのワクチン接種及びワクチンの副反応による発熱等は、公欠ではなく欠課・欠席となります。時間割をよく確認して接種の計画をたててください。
4. 濃厚接触者としての特定は行われないため、家族が発症しても出席停止の対象にはなりません。登校して授業に参加することは可能ですが、そのことを必ず学校に報告してください。自身はより強固な感染対策が必要です。

引きつづき行う感染対策は、以下の点です

II 学校内での感染予防行動の励行

1. 学校内では、今後も基本的にはマスクを着用してください(予備も持参)。
2. 発熱・咽頭痛・鼻汁・咳などの普段と異なる症状が少しでもみられる場合は、医療機関の受診と自宅での休養が重要です。登校せず学校に電話連絡してください。
3. 三密を避けて行動してください。
 - ・食事中の会話は控えてください。
 - 教室・視聴覚室・在宅実習室・学生ホールに分散して食事をしてください。
 - ・ソーシャルディスタンスを保持し、適宜換気を行いましょう。

III 学校外でも感染対策を意識した行動をしてください。

1. 混雑した場所・場面では、適切な感染対策を行い予防に努めてください。
2. 外出先の感染状況を確認し、自身が感染しないよう慎重に行動してください。

IV その他

- ・新型コロナウイルス感染症に関して、また本校の対策について不安や心配などがある場合は、連絡・相談してください。

* 公欠になるとはいえ、授業を受けられず遅れていくのは避けられません。よく考えて行動しましょう。

* 臨地実習における感染対策・出席停止の取り扱いは、以上のこと(学内)より厳しいことが予想されます。また、補習実習が必ずできるとは限りません。最大限の注意が必要です。